

- 令和5年12月25日に開催された「第7回 中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会」において、関係する流域自治体の首長ご出席のもと、中川・綾瀬川の流域治水を更に加速化させるため、**特定都市河川の指定に向けた手続きに着手し、令和5年度内の指定を目指す**とともに、法適用について具体的な検討を進めることを確認しました。
- これを受け、**令和6年2月1日より「指定」に係る法定意見聴取を開始**しました。



第7回 中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会（R5.12.25）開催状況



- 1都2県、28市区町の首長の皆様等にご参加いただき、木津三郷市長、岩谷春日部市長、山口蓮田市長、田神五霞副町長、萩原加須副市長、吉田葛飾区都市整備部長より、流域治水の本格的な実践に向けた特定都市河川の指定について期待するご意見をいただきました。
- そのほか、引き続き河川対策及び流域対策を推進するとともに、施策の拡充、予算確保、本流域の特徴である内水被害への対策強化に向けた国及び県のバックアップについて、ご要望をいただきました。

# 中川・綾瀬川流域において特定都市河川の指定に向けた手続きを開始

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

いのちとくらしをまもる  
防災 減災

令和6年2月1日

水管理・国土保全局 治水課

水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官

## とねがわ なかがわ あやせがわ 利根川水系 中川・綾瀬川等の特定都市河川指定に向けて

### 流域の自治体等への意見聴取を実施します

国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき利根川水系中川・綾瀬川等の特定都市河川指定に向けた関係者<sup>※</sup>への事前の意見聴取を実施します。

※利根川水系中川・綾瀬川等の流域をその区域に含む茨城県、埼玉県、東京都および都県内の28市区町の長、当該河川の流域に係る下水道管理者

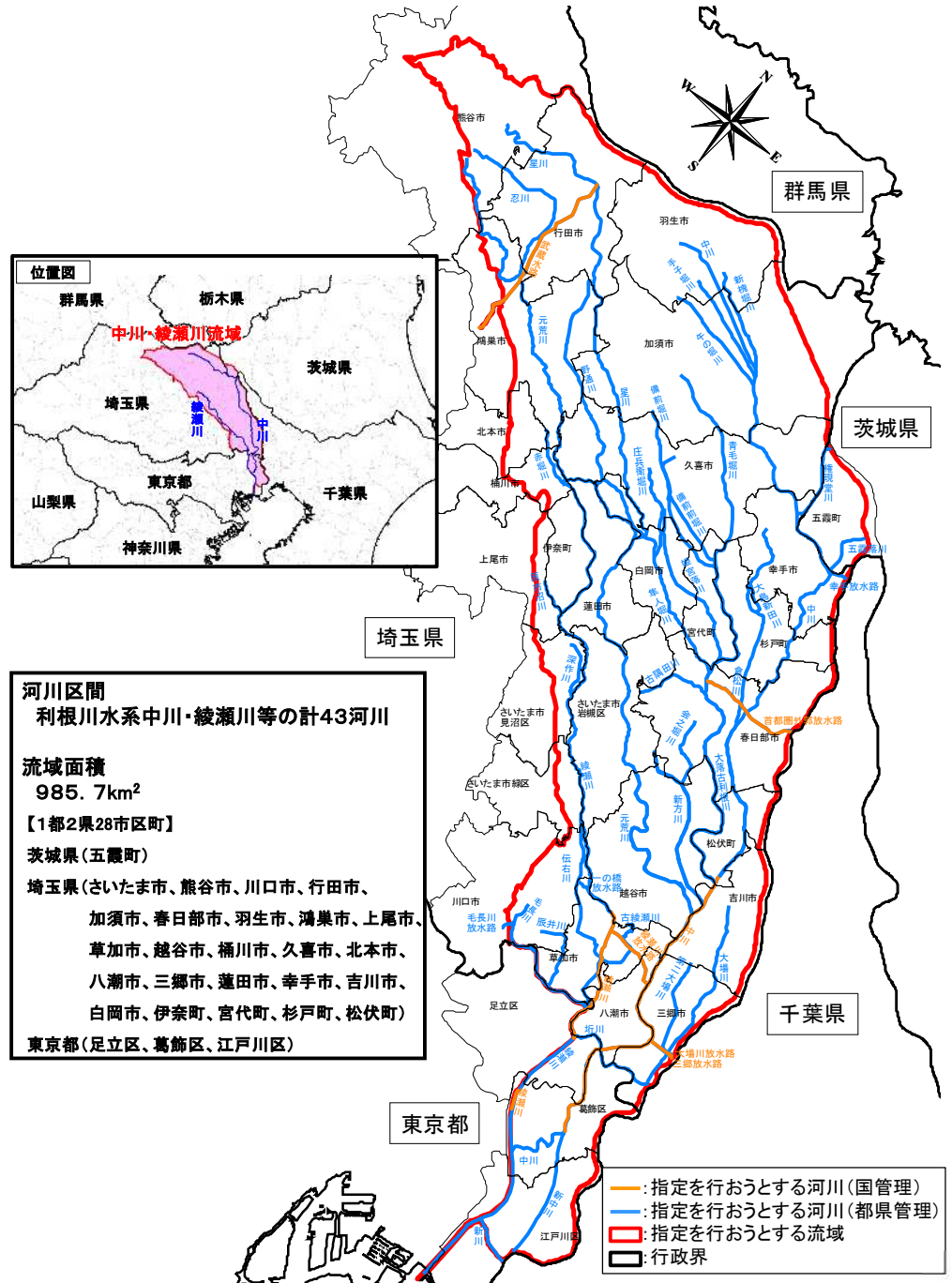
- 国土交通省では、令和3年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を全国に展開することとしています。
- このたび、国土交通大臣から法第3条第8項の規定に基づき、一級河川利根川水系中川・綾瀬川等の計43河川の流域をその区域に含む茨城県、埼玉県、東京都及び都県内の28市区町の長と、当該河川の流域に係る下水道管理者あてに、特定都市河川の指定に向けた意見聴取の手続を開始しますのでお知らせします。

(添付資料)

別紙	利根川水系中川・綾瀬川等の概要
参考	法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

問合せ先：

○河川に関すること	水管理・国土保全局 治水課 課長補佐 三枝 伸太郎 (内線 35-516)	係長 川淵 孝之 (内線 35-583)
	代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8455	
○下水道に関すること	水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付 課長補佐 橋本 翼 (内線 34-323)	係長 丸山 達也 (内線 34-314)
	代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8432	





# 特定都市河川の指定に向けたスケジュール(案)

○ 関係区市町、都県、国の意見交換を踏まえ、以下のスケジュールのとおり、特定都市河川の指定に向けた手続きに着手する。

